

令和5年7月吉日

PTA会員各位

小平第三小学校 PTA
会 長 青木 佑一
会 計 岡山 宗子
会 計 熊谷 久美子

PTA団体傷害保険・賠償責任保険更新のお知らせ

梅雨のむし暑さが続きますが、会員の皆様には、日ごろよりPTA活動にご協力を賜りましてありがとうございます。

令和5年6月23日（金）に、PTA団体傷害保険・賠償責任保険の更新手続きを行いました。

更新に際し保険内容に関する資料をいただきましたので、ご一読いただき、保管くださいますようお願い申しあげます。

【PTA団体傷害保険・賠償責任保険の被保険者の範囲】

- ・PTA会員(注1)および児童・生徒
- ・PTA会員(注1)の同居の親族
- ・PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者(注2)

(注1) PTA会員とは、保護者会員と教師会員をいいます。

(注2) PTA行事に参加するボランティアなどをいいます。

【事故が発生した場合】

- ・学級代表委員の方を通し、会計までご連絡ください。
- ・急を要する場合には、直接保険会社にご連絡ください。
- ・物損事故の場合には写真のご提供をお願いいたします。

契約保険会社：東京海上日動火災保険（株）

連絡先：代理店（有）ARC 担当 貝沼 主税 様

〒204-0023 東京都清瀬市竹丘 1-4-20

TEL 042(496)1144 FAX 042(496)1145

携帯 090-9013-6500

小平第三小学校PTA様

PTA保険のご案内

引受保険会社 東京海上日動火災保険(株)
 代理店 有限会社 ARC
 担当 貝沼 主税 (ちから)
 TEL 042-496-1144
 携帯 090-9013-6500

PTA団体傷害保険のあらまし

この保険はPTAが日本国内でPTA会則に基づき、総会または運営委員会で承認されたPTA主催または共催の行事に参加中、PTAの会員、児童・生徒等が被った傷害について補償します。

●保険の対象となる方(被保険者)

①保護者会員 ②教師会員 ③在籍の児童・生徒 ④PTA会員の同居の親族 ⑤PTA行事への参加が事前にPTAより認められている者

●対象となる事故

○PTAが主催または共催する行事参加中に被った傷害。

○行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上で被った傷害。

(注1) 児童・生徒が被った傷害で、「独立行政法人 日本スポーツ振興センター法」の定めるところにより給付対象となる傷害(学校管理下および通学途中等の事故)については補償されません。

(注2) 上記の傷害は、「急激かつ偶然な外来の事故」による傷害であり、食中毒・日射・熱射・熱中症等による身体の障害は含まれません。

●保険金額

死亡保険金	PTA行事参加中、ケガをされ事故の日からその日を含めて180日以内死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。) 200万円をお支払いします。
後遺障害保険金	PTA行事参加中、ケガをされ事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて200万円の4%~100%をお支払いします。
入院保険金	PTA行事参加中、ケガをされ、医師の治療を必要とし入院された場合。入院日数1日につき、2,500円を事故の日から180日を限度に入院実日数分お支払いします。
手術保険金	PTA行事参加中、ケガをされ事故の日から180日以内に所定の手術受けられた場合、25,000円(入院中の手術)、12,500円(入院中以外の手術)をお支払いします。1事故1回の手術が対象。
通院保険金	PTA行事参加中、ケガをされ、医師の治療を必要とし、通院(往診を含む)された場合、事故の日から180日以内の通院した日数(90日が限度)通院日数1日につき1,500円お支払いします。
保険金をお支払しない主な場合	故意・重大な過失、けんか・自殺・犯罪行為、無免許・麻薬等・酒気帯び運転、脳疾患・疾病・心神喪失、地震・噴火・津波、戦争・内乱・暴動等、むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの等

●保険料 児童・生徒の家庭数

一世帯年間・・・98円

P T A賠償責任保険のあらまし

この保険はP T A活動を行っている際、P T Aの役員・責任者の不注意、管理・指導ミスにより、児童・生徒、保護者、教師会員、または第三者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払い致します。

●保険金をお支払いする場合

①P T A活動に伴う賠償責任

P T A活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、P T A行事参加者や第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、P T Aが負担する法律上の賠償責任

②保管物に係わる賠償責任

P T A会員および児童・生徒が、日本国内において保管物を損壊・紛失または盗取されたことにより、P T Aが負担する法律上の賠償責任

●お支払い対象となる損害

①法律上の賠償責任②争訟費用③損害防止軽減費用④緊急措置費用⑤協力費用

●お支払いの対象とならない主な場合

①保険契約者または被保険者の故意

②戦争、変乱、暴動、掻じょう労働争議および地震、噴火、津波、高潮

③他人との特別の約定によって加重された賠償責任

④使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任

⑤自動車・原動機付自転車等の所有、使用または管理に起因する賠償責任

⑥被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任

⑦借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任

⑧P T A活動の終了後に行われたP T A活動以外の活動に起因する賠償責任 等

●保険金

対人賠償	1名	5,000万円	1事故3億円
対物賠償	1事故	500万円	免責(自己負担額) 対人対物共通 0円
保管物賠償	期間中限度額	500万円	1名あたり 10万円 免責1事故5,000円

●保険料

生徒1名年間・・・約15円

お願い

※事故が発生した時は、速やかに下記の内容を分かる範囲で代理店・貝沼までご連絡ください

①事故日時・場所・事故発生状況

②受傷者の氏名・住所・年齢・連絡先、被害者・加害者名、損害の程度、借用先など

③その他必要事項(行事名、病院名・電話番号)

注：財物事故の時は損害写真と修理見積書が必要となります

1. P T A団体傷害保険

(1) 保険金をお支払いする場合

貴P T Aが主催・共催する行事参加中（自宅と行事会場との往復途上を含みます。）にP T A会員および児童・生徒・P T A会員の同居の親族・P T A行事への参加が事前に認められている者等が事故によって傷害を被った場合、保険金をお支払いします。

＜具体的事故例＞

- P T A主催のバレーボール大会中、転倒して骨折、入院した。
- P T A総会参加中ケガをした。
- 朝・夕の児童生徒の登下校のための交通指導中にケガをした。

(2) お支払いする保険金の種類

①死亡保険金（保険金額200万円）

事故の日から180日以内にそのケガが原因で亡くなられたとき、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

②後遺障害保険金（保険金額8万円～200万円）

事故の日から180日以内にそのケガが原因で後遺障害が生じたとき、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

③入院保険金（保険金額1日2,500円）

ケガのため入院（入院に準じた状態を含みます。）して医師の治療を受け、日常の業務や生活ができなくなったとき、その入院日数に対し事故の日から180日を限度として入院保険金日額をお支払いします。

④手術保険金（保険金額入院2,5万円・入院以外12,500円）

ケガをされ所定の手術受けられた場合に入院保険金額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日含め180日以内の期間に受けた手術に限りです。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限りです。

⑤通院保険金（保険金額1日1,500円）

ケガのため通院（往診を含みます。）して医師の治療を受け、平常の業務や生活に支障をきたしたとき、事故の日から180日以内の通院日数に対し90日を限度として通院保険金日額をお支払いします。ただし、平常の業務または生活に支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては、お支払いできません。

(注) ①および②としてお支払いする保険金は、保険期間（保険のご契約期間）を通じ、合計して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険加入者や参加者、保険金受取人の故意による傷害
- ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為による傷害、
- ③脳疾患、疾病（日射病、熱射病を含みます）、心神喪失による傷害
- ④地震、噴火、これらによる津波による傷害
- ⑤むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの等

2. P T A賠償責任保険

(1) 保険金をお支払いする場合

① P T A活動を行っている際（管理者賠償責任担保条項）

- (イ) P T Aの役員・責任者の不注意、管理・指導ミスにより、生徒・父母、教師会員、または第三者に損害をあたえ、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

＜具体的事故例＞

- P T Aバザー会場の看板が落ちて、入場者に当りケガをした。
- ソフトボール大会中、ボールが窓に当り、隣家の窓ガラスを割った。

- (ロ) 第三者からの借用物を損壊し、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。（自己負担 5, 0 0 0 円）

＜具体的事故例＞

- P T A総会会場で、借りていたマイクを落とし、破損してしまった。
- ソフトボール大会で、学校から借りていたバットを折ってしまった。

(2) お支払いする保険金の種類

次のような損害賠償金および諸費用に対して、保険金をお支払いします。

- ① 法律上の損害賠償責任に基づいて被害者に支払うべき損害賠償金
- ② 応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- ③ 損害を防止・軽減するために要した費用、および他人に対する損害賠償請求権を保全・行使するために要した費用
- ④ 訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
- ⑤ 当社が貴 P T Aに代わって損害賠償請求の解決にあたった場合、貴 P T Aが当社への協力のために直接要した費用

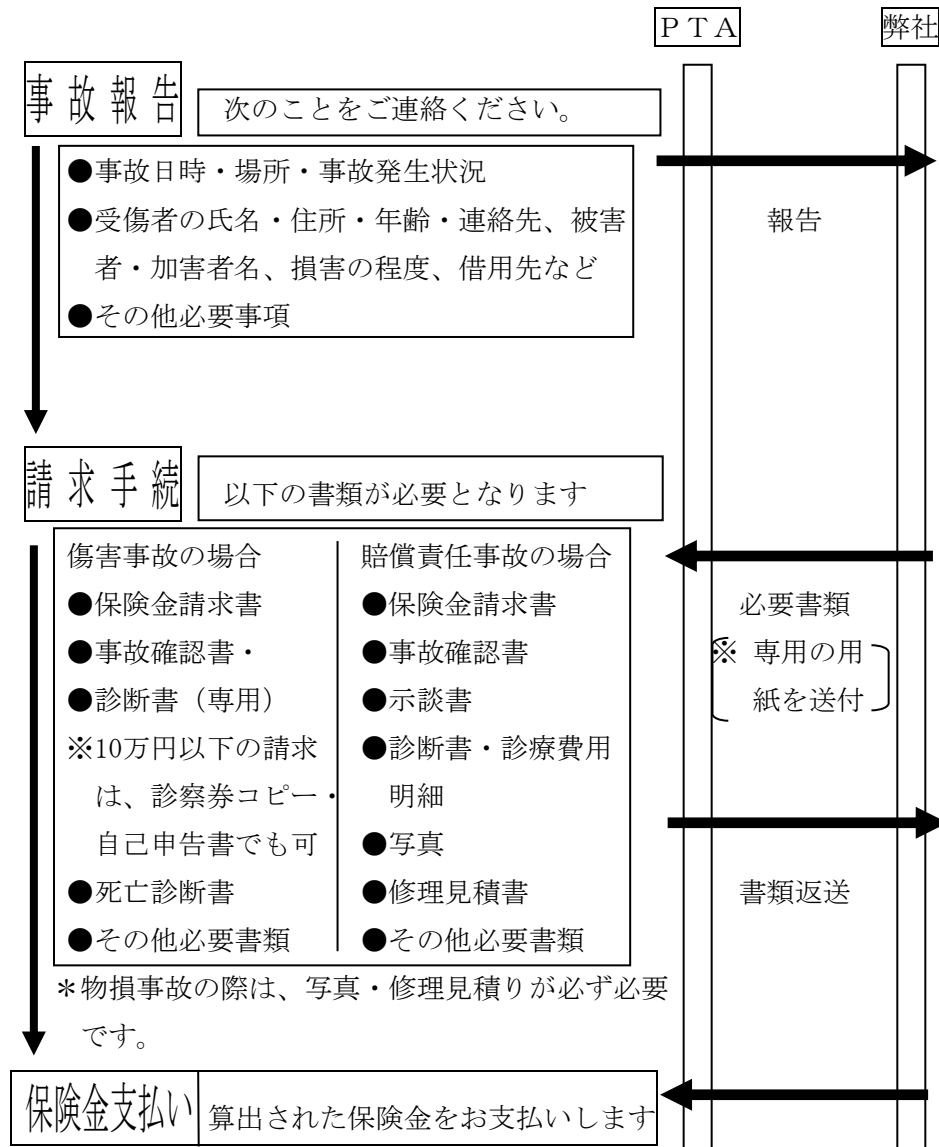
(3) 保険金をお支払いできない主な場合

① P T A活動を行っている際（管理者賠償責任担保条項）

- (イ) 保険契約者または被保険者（保険の対象となる方）の故意によって生じた損害賠償責任
- (ロ) 自動車（原動機付自転車を含む）による損害賠償責任
- (ハ) 提供した飲食物及び販売した物品による損害賠償責任
- (ニ) 借用物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損、または、保管物を貸主に返還した日から 3 0 日を経過して後に発見された保管物に起因する損害賠償責任
- (ホ) P T A活動の終了後に P T A活動以外の活動に起因する損害賠償責任

事故発生時の手続き

- 事故が発生した場合、本人またはP T A役職員の方が、次の手続きをしてください。



事故連絡先

東京海上日動代理店 A R C 貝沼 （携帯090-9013-6500）

TEL 042-496-1144

東京海上日動安心110番

FAX 042-496-1145

0120-119-110